

〔研究ノート〕

ドイツの供述分析をめぐる近年の動向と わが国の供述分析における課題

村山満明

1. ドイツにおける供述心理学・供述分析の歴史

ドイツ¹⁾における供述心理学あるいは供述分析の歴史をまとめたものとしては、Undeutsch (1967 植村訳 1973) や Bender & Nack (1981), Arntzen (1983), Bender (1987) などがある。また、そのわが国への紹介としては、吉益 (1962), 植村 (1966, 1970, 1976, 1977, 1978, 1996), 前述の Undeutsch の翻訳, 平田 (1988), 山上 (1991), 山名 (1991), 春日 (1996) などがある。なお、平田 (1988) については、Undeutsch, Trankell, Arntzen らの原典を参照しつつも、大きくは Bender (1987) の第2章に沿った内容になっており、山名 (1991) については、供述分析の紹介は G. Hengesch の論文の翻訳であり、春日 (1996) については、Bender & Nack (1995) に依拠している。

(1) 1970年代頃まで

以下ではまず、主として Undeutsch (1967 植村訳 1973) により、まず1970年代頃までの供述心理学や供述分析をめぐるドイツの状況を簡単に見ておきたい。Undeutsch はそれを次の3期に分けて捉えている。

I 期：20世紀初頭から1920年代頃（およびそれ以前）

供述心理学研究の起源は、20世紀初頭の A. Binet や W. Stern の研究に求めることができる。心理学実験を通じて、人（特に子ども）の供述には誤りが多いことが明らかされて、子どもの供述には信用性がないとの主張の根拠にされた。（それらの結果を導いた実験内容については、後にいろいろと批判されることになる。）

ただし、供述分析の歴史はそれとはいささか異なることにも注意しておくべきであろう。Bender (1987) は、現代の供述分析の先駆者として19世紀の刑訴法学者 C. J. A. Mittermaier を挙げている。Mittermaier (2010)（原本は1834）は、今日の供述分析で用いられる現実性基準や虚偽性基準に相当するものについてすでに述べている。それから、オース

1) 本論文の記述においては、ドイツだけでなく、オーストリアやスウェーデンなどその周辺国も含む。

トリアの刑事法学者 Hans Groß のように、子どもの供述の有用性を基本的に肯定している者もすでにいた (Groß, 1904 設樂・向 (訳) 2017 (原著初版は1893年), 1905 寺田 (訳) 1915 (原著初版は1898年))。

Ⅱ期：1930年代頃～第二次世界大戦の時期

Undeutsch によれば、Ⅱ期には心理学内部においては供述研究への関心が減退する。この時期において一つ注目されるのは、1935年のライヒ〔ドイツ帝国〕司法大臣による「刑事手続準則」の公布で、その第4項で「また、疑わしい事例においては、少年心理学に特別の知識と経験をもつ専門家に依頼することが推奨される」と述べられていたことである。この準則はⅢ期になって具体的に実現されていくことになる。

この時期の供述分析に関する動きとしては、地方裁判所長であった C. Leonhardt が一連の著作 (1930～1941年) において、信用できる供述と信用できない供述の判断基準について述べており、それらの基準はすべて、後の Undeutsch や現代の供述心理学でも用いられている (Bender, 1987)。また、Ⅱ期から次のⅢ期にはじめにかけては、その頃までに蓄積された供述心理学的な知見——Ⅰ期の心理学実験による成果というよりも、実際の裁判等による経験の蓄積による——についてまとめた著作が何冊か出版されており、その一部はわが国にも翻訳して紹介されている (Graßberger, 1950; Hellwig, 1951 飯島訳 1957 (初版は1927年); Seelig, 1951 植村訳 1962, 1955 植村訳 1957など)²⁾。これらの著作は、供述分析の方法等について述べたものではないが、供述を理解する際に基本的にわきまえておくべき知識として参考にするべきところは少なくない。

Ⅲ期：1950年代～1970年代頃

Undeutsch によれば、1953年に先の「刑事手続準則」が各州の司法当局によって新条文で施行され、1966年には連邦統一条文が作られ、施行訓令によって1967年より連邦各州において施行されている。その第19条 (現在は21条) 第4項では次のように規定されていた。

「信用性が疑わしい時には、少年心理学に特別の知識と経験を持つ専門家を依頼すべきである。比較的重要な事件において被告人が否認し有罪かどうか少年供述の信用性如何に懸かっている時には、特にそうである。」

また、第242条第1項 (1953年の条文では第222条第1項) では、風俗手続における児童尋問につき、次のように規定されていた。

「多くの場合、児童心理学に特別の知識と経験を持つ専門家を、すでに第1回尋問の時に依頼することが推奨される。」

Arntzen (1970) によれば、1950年から1970年までの間に、西ドイツの裁判所では少な

2) わが国の司法研修所が編集した『供述心理』(司法研修所 1959) は、供述心理に関して一連の項目を構成した上で、これらの著作を含め、当時内外で出版されていた供述心理学関係の文献の中から重要と考えられるところを抜き出してまとめたもので、法曹界ではその後長らく参照されてきたようである。その中には、ここに紹介できない文献の翻訳も含まれている。

くとも12,000件³⁾の心理学的な信用性鑑定が請求されている。Arntzen 自身は、1950年に初めて裁判研究所を設立し、以来他の心理学者とともに、43,000件を超える鑑定書を作成してきたと述べているが (Arntzen, 1993)、これらの規定がドイツではその活動の裏付けとなっていると言えよう。

Ⅲ期にこの分野で活躍した代表的な心理学者としては、U. Undeutsch, A. Trankell, F. Arntzen らをあげることができる。このうち Undeutsch については、その著書の翻訳 (Undeutsch, 1967 植村訳 1973) をはじめ、吉益 (1962)、植村 (1970)、浜田 (2001) の紹介などによって、Trankell についてはその著書の翻訳 (Trankell, 1972 植村訳 1976) をはじめ、植村による精力的な紹介 (植村, 1973, 1974, 1976, 1977, 1978)、浜田 (2001b) の紹介などによって、わが国でも広く知られているところである。しかし、Arntzen の著作については、ドイツにおいては基本的かつ重要な文献となっているにもかかわらず、植村 (1972) や平田 (1988) によるかなり詳しい紹介があるだけで、わが国での翻訳はまだなされていない⁴⁾。

ところで、Ⅲ期の特徴としては、心理学者による鑑定の導入によって、それまでは否定されがちであった子どもや女性の証言の信用性が認められることが多くなってきたことが挙げられよう。また、それまでは証人特性——信用できる証人かどうか——に基づいてその供述の信用性も判断されることが多かったが、証人特性ではなくその供述自体の特徴からその信用性が判断されるようになっている。証人の特性、特にその供述能力も考慮されるが、それは供述能力等によってそのまま供述の信用性も判断されるということではなく、その供述能力をもってすれば、そのような供述ができるかどうか——特に実際の体験なく捏造できるかどうか——という点から検討されることになる。

また、Ⅲ期になると、信用性が問題となる供述において、評価すべき供述の特徴は、現実性基準 (信用性のある供述の特徴) あるいは虚偽性基準 (信用できない供述の特徴) として⁵⁾ 整理されるようになる。それらの基準の中には、個々の供述において認められる特

3) 同著 2 版 (Arntzen, 1983) によると、1950年から1980年まででは少なくとも30,000件の証言の信用性についての心理学鑑定が、同著 3 版 (Arntzen, 1993) によると、1950年からそれまでに50,000件以上の証言の信用性についての心理学鑑定が行われている。

4) Arntzen の *Psychologie der Zeugenaussage* (証言の心理学) については、2023年時点で第 5 版まで出版されている。初版の副題は *Einführung in die forensische Aussagepsychologie* (司法供述心理学入門) であったが、1978年にそのうちの尋問に関する部分が *Vernehmungpsychologie: Psychologie der Zeugenvernehmung* (尋問心理学：証人尋問の心理学) として出版されたことにより、第 2 版以降は *System der Glaubwürdigkeitsmerkmale* (信用性徴表のシステム) に変更されている (ただし、第 4 版は未確認)。第 3 版 (1993年) 以降、その本文については実質的な改訂はなされていない。ただし、第 5 版では von Jan 氏によるあとがきが付加されて、後述の1999年の連邦裁判所の判決も踏まえつつ、供述心理学の最近の研究動向がまとめられている。なお、植村の紹介は初版により、平田の紹介は第 2 版によっている。そのため、信用性判断の徴表の構成に少し違いがあるので注意が必要である (平田の紹介においてはその Arntzen の徴表のすべてが紹介されているわけではない)。第 2 版以降においては、その構成に違いはないようである。

5) 現実性基準や虚偽性基準などの供述の真実性の判断基準については、研究者 (また訳者) によって

徴もあれば、その一連の供述全体を見ることにより認められる特徴もある。その一つ一つをここで紹介することはできない⁶⁾が、後の議論との関係で、Trankell (1972 植村訳 1976) のあげる帰結規準、形式的構造分析の規準についてのみ紹介しておきたい。Trankell はその信用性について評価されることになる供述については、その供述内容が現実性基準を含むものかどうかだけでなく、次の規準を満たすことが必要だとしている（〔 〕は引用者による補足）。

帰結規準

「帰結規準を構成するには、一つ以上の現実規準〔現実性基準〕によって確証された吟味済みの仮説から出発する。そして、この現実仮説〔供述は事実を述べたものと仮定〕に代わるべき、考え得るすべての代替仮説を公式として現わして見る。例えば、今調べている供述の内容は真相を隠すためのでっち上げであるとの仮説を立てて見る。そうすれば、このような代替仮説から生ずる帰結は、現実の出来事を反映しないででっち上げの供述を判断する規準として役立つであろう。もし考えられる限りのすべての代替仮説が矛盾ないし不合理を含むことを証明できれば、分析の結果はもっと確実になる。そうなれば、現実仮説の正当性は、一つ以上の現実規準が充足されたという事実によってだけでなく、考えられる限りのすべての代替仮説の帰結が矛盾ないし不合理を含むように見えるという事実によっても、裏付けられるのである。」

形式的構造分析において適用される規準

第一の規準：「もしある解釈が、情報の重要部分を説明しないままに放置するならば、この解釈は、事実の背後にある現実を正確に描写するものとして受け入れることができない。」

第二の規準：「ある解釈が事実の背後にある現実を正確に描写するものとして受け入れられるためには、その解釈は入手できる情報につき完全に合理的な説明のできる唯一のものでなければならない。」

上の引用中「解釈」とは「仮説」のことであると言ってもよいであろう。植村は、その当初には Undeutsch の手法について、「具体的供述の真否判定の基準を供述内容とその発展それ自体の中に置く説 (Undeutsch) は (中略) 行過ぎと思われる」「供述の内容と発展

Kriterion (基準, 規準), Merkmal (徴表) (Arntzen), Signal (シグナル) (Bender & Nack, ただし虚偽性シグナルのみ) などが用いられている。また、そうした判断基準までには至らない供述の特徴については、それを区別して, Eigenart (特性) (Arntzen), Kennzeichen (特徴) (Trankell, ただし本稿での Bender & Nack からの翻訳では「指標」とした) の用語が用いられている場合もある。ただし、それらを列挙する煩瑣を避けるために、翻訳からの引用また特に必要のない限りは、以下では「基準」を用いることにする。

6) ただし、後に紹介する Bender & Nack の基準は、Undeutsch, Trankel, Arntzen の基準も含めて整理したものになる。

だけからは供述の信用性を判断できない場合が多い」(植村, 1966)とやや批判的に捉えていたが、その後になって、「その後本論文〔Undeutsch (1967 植村訳 1973)〕をよみ、爾後の同教授の理論が格段に整備されたこと、スウェーデンの心理学教授トランクルのすぐれた業績があることを知り筆者の誤りを悟った次第である。ウンドイッチ教授の供述信用性判定法、特に供述分析規準は、裁判実務家をも十分納得せしめるに足りる最良の方法であると確信する」(植村, 1970)というようにその評価を大きく変えている。これには、上述の Trankell による供述の評価規準の発展も大きく関係しているものと言えよう。

なお、Ⅲ期において供述の信用性についての心理学的な鑑定が多数行われているのであるが、その鑑定結果が常に正しかったと言えるわけではないことにも留意しておくべきであろう。Perters (1970 能勢・吉田訳 1981) では、その第4章第2節「信用性調査(子供、少年の供述)」において、供述心理学鑑定が誤判(冤罪)の一因となった判例が十数例挙げられている。

(2) 1980年代～1990年代

この時期のドイツにおける供述分析をめぐる研究動向の一つとしては、供述の信用性の判断基準について、その整理や体系化が試みられていることが挙げられよう。例えば、Bender & Nack (1981)⁷⁾ は、供述の現実性基準や虚偽性シグナル⁸⁾をそれぞれ大きく8つに分けて整理している⁹⁾。Undeutsch, Trankell, Arntzen が先行研究を参照しつつも基本的には自ら行った供述分析の内容をもとにその基準を抽出していたのに対して、同著の著者の Bender は上級地方裁判所の裁判長であり、Bender & Nack では、上記3人を含めそれまでに公刊された研究に基づき、それを分かりやすく整理したものになっている。また、その初版では、引用されている事例も、そのほとんどが上記3人の著作からのものになっている。

また、M. Steller と G. Köhnken も、それまでに提案されていた基準を整理して、CBCA (Criteria-Based Statement Analysis 基準に基づく供述分析) の19の基準を作成している

7) その後、改定されながら2021年の第5版まで出版されている(Bender & Nack, 1995; Bender, Nack, & Teuer, 2003; Häcker, Schwarz, & Teuer, 2014, Häcker & Schwarz, 2021)。第2版までは、*Glaubhaftigkeits- und Beweislehre* (信用性と証明の理論)と*Vernehmungslehre* (尋問の理論)の2巻に分けて出版されていたが、第3版からは1冊にまとめられている。Benderによる初版の序文によれば、Nackはベイズの定理をはじめとして状況証拠による判断の数学的基礎について執筆しているようである。2007年の第3版の原稿完成後にBenderが亡くなって、第4版以降はHäcker, Schwarzらによって改訂されているが、Bender, Nack, Teuerに基礎をおくものであることはそれらの版においても明記されている。以下、特に何版と特定することなくBenderらによるこれら著作に言及する場合にはBender & Nackという場合がある。

8) Lügensignal。Bender & Nackの2版からは空想性シグナル Phantasiesignal (Fantasiesignal) と呼び方が変更されている。

9) これら Bender & Nackの基準(初版)については、平田(1988)が詳しく紹介している。2版と5版のそれについては、本稿で後に紹介する。

(例えば, Steller & Koehnken, 1989)。CBCAについては, その基準の妥当性が, その後実験的な研究においても検討されていることが一つの特徴である。

平田(1988)は, この時期の研究として, Prüfer(1986)とBender(1987)を取り上げている。そのうち, Prüferについては, 平田(1991)において詳しく紹介されている。Prüferは, 供述の誤りを知覚の欠陥(気付かない; 誤認), 再生(再現)の欠陥(忘却; 想像, 特に混合と取り替え), 偽り(秘匿; 装う, 虚構, 特に意識的な転移; 歪曲)に分けてとらえた上で, 諸基準——Undeutsch, Trankell, Arntzen等による基準をPrüferは9つに分類整理している——を用いて, それらの疑いが強まるか弱まるかを評価しようとする。平田(1991)はPrüferについて, 「これまでの研究がその対象から除外していた錯誤(知覚の誤り, 再現の誤り)をも考慮にいれた基準呈示を行っており, この点, 従来の研究に新たなものを加えた」というように評価している。

Benderに関しては, 平田(1991)がその末尾において, Prüferに続いてHans-Udo Bender¹⁰⁾についても検討すると述べているが, それについての論文は今までのところ公刊されていない。ただし, 平田(1988)においてUndeutsch, Trankell, Arntzen, Bender & Nackに対する評価を述べているところなどで, すでにBender(1987)の意見にもかなり言及がされているところがある。Benderの特徴の一つとしては, それまでの主だった研究者の供述分析の手法について, それをただ紹介するだけでなく, それに対する評価意見も述べていることをあげることができる。また, いくつもある評価基準がどのような形(組み合わせ)で認められた場合に, 最終的に供述の信用性を認めてよいのかという問題に取り組んでいる。さらに, 間接証拠の組み合わせの証拠能力の評価において, Benderが確率論, とりわけベイズの定理の活用にも言及していることも注目される。なお, Bender & Nackでも同様にしてベイズの定理の利用について論じているところがある。

研究動向以外に, 当時の状況としては次のことに注意しておく必要がある。アメリカ合衆国において, 性的虐待の容疑で保育園の園長や職員が逮捕されたが最終的には全員無罪となったマクマーチン事件が起こったように, ドイツでも類似の事件が起こっていたことである¹¹⁾。こうした事件を通して, 意識的な嘘ばかりでなく, (自己)暗示等によって

10) Bender & NackのBenderではなく, Bender(1987)の著者Hans-Udo Benderのことを指す。

11) ミュンスター地方裁判所で行われたいわゆるモンテッソーリ裁判とマインツ地方裁判所で行われたいわゆるヴォルムス虐待裁判など。後者では, 主に3家族, 合計24人が, 自分や他人の子供たち合計15人を一緒に虐待した罪で告発されたが, 2年半の裁判を経て, 1998年夏, すべての被告に無罪判決を下して終了した。Jansenは同裁判について次のように評している。「2年半の裁判を経て, 1998年夏, ヴォルムスのすべての裁判は, すべての被告に無罪判決を下して終了した。子どもたちの証言に対する誤った鑑定意見, 『Wildwasser Worms(ヴォルムスの急流)』の一方的な思想的フェミニスト職員による被害者とされる子どもたちへの今日ではほとんど考えられないほどの頻繁な質問, 「暴露」する小児科医, 十分な資格を持たない少年福祉事務所の職員や専門家, さらに性的虐待が行われたとすぐに断定する検察官, この問題に十分に関心を持たない裁判官, これらが, 裁判前の2年間半にわたる拘留と刑事訴訟の2年間半をもたらした責任を負っている。科学的に証明された専門家であるKluck, Schade, そしてStellerの鑑定がなければ, 無罪判決はおそらく生まれ

生まれた可能性のある供述の評価が問題になることが増えてきていた。すなわち、Un-deutschにしても Arntzen にしても、被害者供述の信用性の判断の際には、虚偽供述については意識的な嘘によるものであることが前提となっていたが、それでは判断の困難な事件が増えてきていたのである。

2. 供述鑑定の最低基準について述べた連邦裁判所の1999年の判決

(1) 1999年7月の連邦裁判所判決とは

さて、1999年7月、ドイツ連邦裁判所によって、供述鑑定の最低基準について述べた判決 (NJW 1999, 2746 = NStZ 2000, 100) が出される。同判決は、浅田 (2001) によってわが国にも紹介されているが、その判決とは次のようなものである。

「被告人は、養子である14歳の女兒に対する性的虐待を理由に起訴され、ラント裁判所 (以下 LG と略す) は、同女に対する8年間に9件の性的虐待を認めて有罪判決 (6年6月の自由刑) を下した。判決の基礎にされたのは、被害児童の供述は信用できるという心理学士 (女性) の供述心理学鑑定 (以下「原鑑定」とする) であった。弁護側は、原鑑定には、心理学的調査の理論的基礎およびその計画と実施の点で欠陥があり、今日の学問的水準に相応していないとして、新たな鑑定人の召喚を申請した。原鑑定の欠陥は、ドルトムント大学司法心理学研究所所長による書面による意見表明に基づいて、個別的に指摘されていた。しかし、LG は、指摘されている原鑑定の欠陥について彼女に尋問することもなしに、弁護側が主張するのは反対の事実についてすでに確信を有しているとして、申請を却下した。LG は、当該鑑定人は慎重でかつ法定経験を有しており、その専門知識に疑いの余地はないとし、刑事訴訟法244条4項2文 (「新たな鑑定人の尋問は、先の鑑定によって、主張されている事実とは逆のことがすでに証明されているときも却下することができる。ただし、先の鑑定人の専門知識に疑いがあるとき、その鑑定が不適切な事実的前提に基づいているとき、鑑定が矛盾を含んでいるとき、または、新たな鑑定人が先の鑑定人を凌駕すると思われる調査手段を有しているときには、この限りでない」) のただし書きの要件を充たしていないと判断したのである。」 (浅田, 2001)

いささか分かりにくいのが、これは、原審で提出された供述心理学鑑定 (原鑑定) に対して、被告弁護側が別の鑑定人を申請したにもかかわらず、裁判所がそれを認めなかったことについて、訴訟手続き上問題があったと判断した、すなわち、原鑑定に問題がある可能性が認められる場合には、別の鑑定人の申請を認めるべきであったのに、そうしなかったことには手続き上の違法があったと判断したものがある。それはつまり、原鑑定には欠陥が

なかっただろう。認定する裁判官には必要な専門知識がなく、検察庁が当初依頼した専門家の欠陥鑑定では、これを裁判所に提供することはできなかったからである。」 (Jansen, 2021)

あったことを認めたということでもあるが、そこで、なぜ原鑑定には欠陥があったと言えるのかを示すために、同判決は供述鑑定に求められる最低基準——原鑑定はそれを満たしていない——についても示したものであることになる。

なお、浅田(2001)¹²⁾や von Jan(2011)によれば、同判決は同裁判に招聘された心理学者の鑑定意見に大きく依拠している。また、浅田(2001)によれば、原鑑定人は Arntzen の設立した鑑定機関に属していたということである。

(2) 供述鑑定に求められる最低基準

さて、以下では、同判決が供述鑑定に求められる最低基準として述べているところから、特に重要と思われる点を取り上げておきたい。以下、同判決からの引用はいずれも拙訳による。

① 供述心理学鑑定の対象は特定の出来事に関する供述である

「供述心理学的鑑定の対象は——その用語から既に導かれるように——恒久的な個人的資質の意味での被調査者の一般的な信用性の問題ではない。むしろ、特定の出来事に関する供述が適切かどうか、すなわち、被調査者の実際の体験に対応しているかどうかを評価する問題である。」

② 仮説を形成した上でそれを否定することを重ねるという基本原則

「方法論の基本原則は、調査すべき事実（ここでは、特定の供述の信用性）を、この否定が収集した事実ともはや両立しなくなるまで否定することである。したがって、専門家は、評価において、まず、供述が真実でないこと（いわゆる帰無仮説）を仮定する。この仮定を検証するために、専門家はさらなる仮説を立てなければならない。検証の結果、真偽不明の仮説が収集した事実と一致しないことが判明した場合、その仮説は棄却され、真であるという代替仮説が採用される。したがって、関連する仮説

12) 浅田(2001)は、その補遺において次のように述べている。「本稿脱稿後の2000年9月21日、筆者は、フライブルクのマックス＝プランク国際刑法外国刑法研究所において、同研究所研究員で心理学士でもあるH・クーリー教授(Pro. Dr. Helmut Kury)に会い、この分野における最近のドイツの動向について情報提供をいただくとともに、本稿で紹介した連邦裁判所判決について意見を伺うことができた。その機会に、原判決の基になった心理学士(Dip.-Psychologin H. Poschnrieder)の鑑定書(18頁)、弁護人の提出したドルトムント大学シャード教授(Prof. Dr. B. Schade)の鑑定書(7頁)、連邦裁判所が依頼した2人の鑑定人、ハイデルベルク大学フィードラー教授(Prof. Dr. K. Fiedler)およびベルリン大学シュテラー教授(Prof. Dr. M. Steller)の鑑定書(前者はJ. Schmid氏との連名で54頁、後者はR. Vorbert氏との連名で119頁)の全文をコピーしていただいた。これらの鑑定書については別の機会に改めて紹介したいと考えているが、通覧しただけで連邦裁判所判決が後者の鑑定書に全面的に依拠していることが分かる。クーリー教授によれば、原鑑定人は著名な心理学者アルンツェン教授の設立した鑑定機関に属していて、鑑定の手法も同機関に特殊なもの(本文では触れなかったが言語徴表テスト[Verbalmerkprobe]など)が用いられており、本判決はそれに対する批判の意味も有しているとのことであった。」

の形成は、信用性評価の内容および（方法論的）プロセスにとって決定的に重要である。科学的原則によれば、これは鑑定プロセスの不可欠な部分である。」

「……虚偽の供述としての説明として……意識的な虚偽の供述に加えて、自己暗示や（意識的になされた）他者による暗示も含まれることがある。特に子供の証人の場合、感じ取った尋問する大人の期待に応えようとして、また、その大人に推定される高い権威に適合させようとして、これらが自分の記憶に反して供述を無意識に変えてしまう危険がある。もちろん、考えられるすべての説明の可能性を考慮するというのではなく、具体的事案において捜査の状況に応じて現実的と思われるものだけを考慮するのである。」

すなわち、考え得るだけの仮説を立てた上で、背理法（帰謬法）的にそれらの仮説を否定していくことが求められている。そのようにしてもその仮説が否定されない場合には、その仮説こそが事件の妥当な説明であると考えられることになる。

③現実性基準とその根拠となる前提

虚偽の供述であるとの仮説の下でその仮説を否定するとは、虚偽であるはずの供述の中にいわゆる現実性基準が見出されることであるが、現実性基準（徴表）については次のように述べている。

「一方では、報告は記憶から再構成されるが、他方では、（意識的に）嘘をつく人は、蓄積された一般知識から自分の供述を構成する。自分自身の知覚によらない（複雑な）出来事について供述を捏造し、さらにそれを長期間にわたって維持することは、認知能力に高い要求を伴う困難な作業であるため、後者の場合、例えば、瑣末な詳細、いわゆる行動の連鎖の突然の中断、予想外の複雑化、誤解された行動の要素に関する現象的な記述などが認められる可能性は低い。これに加えて、嘘をつく人は、相手に対して信用できるように見せる努力も必要となる。それゆえ、意識的な虚偽の供述では、わずかな程度の自己修正と自己非難、そして記憶の空白を認めることだけが含まれると考えるのが妥当である。供述の質の分析を行うために、上記のような前提に基づき、被調査者の供述が実体験に基づくものであるか否かの判断に間接事実的な *indizielle* 意味を持ちうる徴表が整理されている。これらは、供述に内在している質的徴表（例えば、論理的整合性、細部の量的な豊かさ、時空間的なつながり、唯一無二の細部や心的過程の記述、被告人の免責、犯罪特有の供述要素）で、供述の中にこれらが存在することは、供述の信用性を示すものと考えられる¹³⁾。これらのいわゆる現実徴表は、基本的に経験的に検証されたものとみなすことができる。」

13) ここで判決は、具体的な現実性基準（徴表）について Bender & Nack (1995) も参照するよう求めている。

「逆に、そのような徴表が欠落している場合、様々な要因（例えば、恐怖、記憶のギャップ）によって引き起こされた可能性があるため、必ずしも意識的な真実でない供述であると推定することはできない。」

「さらに、真の供述と暗示的な供述を区別するために、現実性徴表が適していないことに常に注意する必要がある。」

判決は、続いて恒常性分析についても述べているが、記憶の不確実性ということも考えれば、すべての非一貫性が供述が全体として信用性を欠くことを示すわけではないことにも注意を促している。

④被調査者の能力や経験ならび供述の起源とその発展を考慮に入れること

「供述分析の方法によって見出された結果は……とりわけ、被調査者の特定の能力及び経験並びに供述の起源及び発展の歴史を考慮に入れた場合にはじめて信用性調査にとって意義を持つ。」

「（無意識の）外在的な暗示の影響が考慮される場合には、一般に供述の起源と展開を明らかにする必要がある。」

「能力分析によって、このようにして発見された証言の質が、いわゆる並行経験や純粹な虚構によって説明できるかどうかを検討されなければならない。これには、証言者の個人的能力、特に一般的及び言語的な知的能力並びに告発された犯罪が帰属する分野（例えば性犯罪）に関する知識の評価が必要である。」

判決は、必要かつ適切な聴取内容や心理検査についても述べているが、それについてはここでは省略する。

また、判決は、鑑定結果の提示のあり方についても、専門家の報告書の根拠となる仮説は、専門家の報告書に詳細に記述されなければならないこと、各ケースで使用された調査方法と検査手順は、明記され、形成された仮説と関連付けられなければならないことなどを述べているが、それについても詳しくは省略する。

3. 判決後の動き

(1) 刑事手続きにおける心理学ワーキンググループ

さて、浅田（2001）は、上記判決に対する弁護士や心理学者の評釈なども紹介したうえで、「本判決は、供述の措信性鑑定についての基本原則を示し、その吟味の方法を示したものと、学説・実務に好意的に受け止められた」と述べている。

それから、ドイツでは2000年に、Arbeitskreis Psychologie im Strafverfahren（刑事訴訟における心理学ワーキンググループ）が形成されている。同ワーキンググループでは「供述心理学鑑定書の質を保証し、刑事訴訟における供述心理学の意義を深め、専門家と法律家の間の学際的対話を培い、刑事訴訟にかかわる他の学問分野に対しても連邦裁判所の判

決のパラダイムの意義を明確にすること」(Arbeitskreis Psychologie im Strafverfahren, 2023)を目的とし、現在に至るまで継続して議論がなされている。そして、その中では意識的な虚偽供述だけでなく、偽記憶(偽りの記憶)も検討の対象となっており、供述についての精神医学的な問題も扱われている。そして、その議論の成果は、*Die Erhebung und Bewertung von Zeugenaussagen im Strafprozess: Juristische, aussagepsychologische und psychiatrische Aspekte*(刑事訴訟における証言の収集と評価:法的,供述心理学的,精神医学的側面)として出版されている¹⁴⁾。

(2) 供述心理学鑑定で誤りを避けるための留意点

以下では、上記雑誌に掲載のG. Köhnkenの論文(Köhnken & Simone, 2021)¹⁵⁾より、供述心理学鑑定において誤りを避けるための留意点について紹介する。

①虚偽仮説に対して下位仮説=供述の起源に対する代替仮説を立てること

代替仮説としては、その供述は空想の産物であるとか、暗示的な影響の結果であるなどが考えられる。考えるすべての仮説を使用しなければならないわけではなく、事案に応じた正当な理由があるものに限られるとする。その上で、Köhnkenは、この主要の手法の要点について、次のように述べている。

「その供述の起源の説明として、それぞれの仮説の妥当性を評価するのに適した、関連する下位仮説について資料を収集する。このように、それぞれの下位仮説は、収集した事実と適合するかどうかによって評価される。そうでない場合は、供述を説明するのに適していないとして破棄される。このプロセスは、包括的な虚偽仮説のすべての下位仮説が論駁されたときみなされるか、いずれかの仮説が否定できなくなるまで続けられる。すべての下位仮説が否定された場合、残された唯一の説明は、その供述が自分自身の経験を反映しているという仮定である。ある下位仮説に反論できない場合(例えば、その間に高い暗示力を持つ治療的会話が行われたため)、体験に基づくという明確な帰納的結論はもはや不可能である。」

「仮説を立てる段階が中心的な重要性を持っている。仮説が情報の探索に決定的な影響を与える限り、鑑定事項に答えるために利用できる知識の完全性は、立てられ検討された仮説が、検討されるべき事実の説明として網羅的であるかどうか依存する。」

14) 2007年の初版のみ、タイトルが*Die Erhebung von Zeugenaussagen im Strafprozess: Juristische, aussagepsychologische und psychiatrische Aspekte*(刑事訴訟における証言の収集:法的,供述心理学的,精神医学的側面)となっている。その後、2014年に第2版,2019年に第3巻,2021年に第4巻,2022年に第5巻が出ており、第4巻からはシリーズ出版に移行している。

15) G. Köhnkenの論文 Fehlerquellen in aussagepsychologischen Gutachten(供述心理学的鑑定の誤りの原因)は同誌の初版(2007年)より掲載され、その後修正加筆が重ねられ、第4巻(2021年)ではG. Simoneとの共著になっている。以下の紹介はその第4巻掲載の論文による。

②一般的供述能力の評価

供述心理学鑑定においては、一般に最初に供述者の評価がなされる。それがあってはじめて、後の供述の品質と能力の比較、すなわち、供述の品質が供述者の捏造能力を超えるものであるかどうかの判断が可能になる。

「供述能力について帰納的推論をするためには、認知や言語コミュニケーション能力、パーソナリティならびに発達心理学的な所見もしくはその能力や知識から、そして証人の経歴や社会性から生じる個人の能力を確認する必要がある。これらの側面は、供述者の個々の供述能力を表し、収集された供述の特殊性を考慮して、後の評価段階において体験に基づく供述と体験に基づかない供述を区別するための比較基準を示すものである。」

③虚偽供述となりうる原因の理解

Köhnken は正しくない供述が生まれる原因として、擬似記憶¹⁶⁾、意図しない誤り、供述の信頼性に影響を与える要因¹⁷⁾、そして意図的な虚偽供述を挙げている。かかる原因についての認識がないと、それを仮説として取り入れることができない。このうち、擬似記憶の問題についての認識が生まれてきたのは比較的最近のことであるとして、Köhnken は、例えば次のような仮説を考慮すべきであるとしている。

- ・親や無能な相談者など、他者からの暗示的なコミュニケーションによる外的な暗示的な影響
- ・心理療法的治療、特に使用される治療法が高い暗示力を持つ場合（例：指示的、解釈的な方法が使用される場合）
- ・精神障害などに関連して、当初は同意の上で行われた性的接触が、その後、再解釈される可能性

④「確認テスト戦略」は回避すべきこと

「確認テスト戦略」とは、体験に裏付けられていると考える供述に現実性基準に当てはまる特徴が認められることをもって、その供述に信用性を認めることである。しかし、Köhnken はその誤りについて、一つは現実性基準に当てはまる特徴ばかりを確認しようとする確証バイアスからくる誤りを、それから、複数仮説を用いた検証では、すべての仮説の下で供述の特徴を評価し、その仮説の下でのみ多数の現実性基準に当てはまる特徴が

16) Köhnken が同論文中に引用している M. Steller の論文によれば、「擬似記憶とは、架空の内容を持つ表象の構築に基づき、あたかもそれが伝記的記憶を再現したかのように本人が経験するものである」。

17) Köhnken によれば、例えば、注意の集中、明暗順応を含む照明条件、知覚時間、武器による威嚇、保持の期間、供述者に対する尋問のしかたなどで、これらはリスク要因として考えられるものである。

認められなければならないこと、すなわち、現実性基準に当てはまると考えられる特徴であっても、それがいずれの仮説の下であっても認められるものについては仮説の評価の手がかりにならないということ述べている。

⑤適切な診断法の選択

適切ではない診断法として、Köhnken は身体的な症状や行動の問題を手がかりとすること、子どもの遊びでのふるまいや絵を用いた診断、非言語的行動やパラ言語的行動を手がかりとすることを挙げている。これらはいずれも供述の信用性を裏付ける確かな手がかりにはならない。体験記憶テスト¹⁸⁾、ファンタジーテスト¹⁹⁾、口頭での記憶検査などは、参考となる場合もあるが、実際の供述状況とテスト状況の違い（例えば、想起までの時間、虚偽供述の場合は供述内容について考えられる時間となる）なども考えると、その意味するところは限定的であるとしている。

動機分析については、Arntzen によれば、「その内容が事実に基づいており、供述者の個人的な利害に結びついておらず、むしろ供述者の利害関係のない動機から生じており、それが目撃した観察を正確に報告することにのみ向けられていた場合」にその供述に信用性が認められるということになるのだが、Köhnken は、これには（偽って罪を被せる動機という）事実の「不存在を証明する」という根本的な問題があり、これを過大評価すべきではないとしている。

それから、Köhnken はトラウマを被った供述者の供述について、特別な判断基準を設けるべきではないとし、その理由について次のように述べている。

「v. Hinckeldey & Fischer (2002) の議論に従えば、前提（問題の犯罪によるトラウマが生じた）から出発しなければならないが、その正しさは本来ならばまさに鑑定によって初めて判定されるべきものである。これによって引き起こされる議論の循環は、検証される仮説の完全な免疫化につながる。もし、ある供述に十分な現実徴表が見られるなら、それは作話仮説に反するものであり、したがって体験的基礎の根拠となる。もし、その供述が断片的で矛盾し、あまり詳細でないなら、それはトラウマの根拠となり、したがって同じく体験的基礎の根拠となるのである。」

供述心理学鑑定の課題は、トラウマを被ったかどうかを判断することではなく、供述が自分自身の体験を記述しているかどうかという問いに答えることである。

18) 自伝的記憶の機能、すなわち、多かれ少なかれ昔の自分自身の経験を正確に思い出すことができる供述者の能力を調べることを目的としたテストで、通常、被験者は、判定対象の供述で報告された出来事と比較が可能な昔に起こった出来事を記述するように求められる。

19) 作話能力を調べるためのテストで、被験者は絵や口頭での指示を出発点に、物語を創作したり続けたりすることが求められる。

⑥適切な方法の誤った適用について注意

診断方法としては適切なものであっても、それを誤って適用すれば、鑑定を誤ることになる。Köhnken はそのような誤りの例として、次のようなものを挙げている。

- 供述資料の無批判な使用：調査で収集した供述に問題となる事象の記述があまりにも乏しい場合、判定対象となる体験からは離れているという供述仮説に関しては感度が十分でないことが多い。それは判定の限界である。
- 供述資料の交絡の可能性：何度も尋問され、過去の尋問あるいは書類の内容から情報を得ることができれば、これらの情報をもとに、自分の供述を要件に合わせることができ、可能性があり、「疑似的一貫性」が生じる可能性がある。鑑定の過程では、供述者がそうした書類を閲覧したかどうか、あるいは当該の出来事について自分の書いた記録（日記など）を何か読んだことがあるかどうかを確認する必要がある。
- 現実性基準のコーディングの誤り：これについては、トレーニングにより一致率を高めることはできるが、完全な一致は得られないものであるとする。
- 所見の過度な一般化：供述鑑定で得られた所見を一般化することは、分析の対象となった一つの出来事に関する供述についてはだいたい可能であるが、それは他の出来事についての供述の評価にまでは当てはまらないことがある。
- 現実性基準の機械的適用：供述心理鑑定は、現実性基準のチェックリストを用いて機械的に作業するものと誤解されてはならない。この点について、Köhnken はさらに次のように述べている。

「基準に基づく内容分析は、供述心理学鑑定の全体の過程における一要素に過ぎず、ある状況では最も重要でさえない……。供述心理鑑定は……個々の事件を診断する複雑な統合的プロセスである。この方法論は、事案に応じた仮説の生成、仮説に基づいたデータの収集とその評価、そして最後に、事前に確立した仮説を背景に所見と個々の判定とを統合して記述するアルゴリズムとして理解することができる。」

⑦供述分析の限界

Köhnken は次のような場合は、供述分析の限界であるとしている。

- 供述資料がない：重度の知的障害がある供述者、幼い子どものように、十分に理解できる形で言語化された供述がない場合等である。
- 関連する十分な供述資料がない：包括的で詳細な供述であっても、争点にかかわる部分の供述は少ない場合などである。上で「供述資料の無批判な使用」として述べたところと重なる。
- 暗示的な質問による供述の汚染：供述者が暗示的な影響を受けたと考えられる場合には、供述分析にはもはや意味がない。供述分析は、体験に基づく供述と暗示が持続した供述を区別することができない。
- 分析手法に対する証人の慣れ：供述者が現実性徴表に関連した表現を生み出すことを目的に、供述心理学的調査の準備をすることが考え得る。その場合、現実性基準による分

析はもはや有用ではない。

- ・高い自己提示能力：供述者が非常に高い捏造能力を有する場合には、供述の品質と捏造能力の比較から、空想の供述の可能性を排除することはが難しくなる。

⑧調査計画または調査の実施における留意点

Köhnken は調査の実施に際しては、次のような点に注意すべきであるとしている。調査中の障害、感情的負荷による認知能力の低下、調査時に他の人が居あわせていること、それから通訳。これらの要因により、テストの遂行力や供述の質が低下する場合があるので注意が必要であるとともに、調査の際にはできるだけそのような影響を受けない設定にする必要がある。

⑨所見の診断評価の際の注意

これについて、Köhnken は次の3点をあげている。

- ・確認された現実性基準の誤った評価：現実性基準の評価に際しては、それに該当する特徴の有無だけでなく、その供述内容の質が、体験的基礎がなくても供述者が生成できたであろうレベルを超えているかどうかという点から評価されなければならない等。
- ・恒常性分析の結果の誤った評価：恒常性についても、単に一致と不一致の判定をするだけでなく、想起の正確さに関連する事例特有の特徴（とりわけ、出来事の複雑さ、記述された出来事と最初の供述との間の時間間隔、比較される供述間の時間間隔）の考慮の下で、供述者の個人的な認知能力に関連づけられる必要がある等。
- ・所見事実と関連事実の統合の誤り：分析内容によって結果に食い違いがある場合のそれぞれの結果の衡量については、統計的なエラー率等も考慮して評価すべきであるが、Köhnken は、「疑わしきは被告人の利益に」といった法的な理念を心理学的鑑定における評価の中に取り入れるべきではないとする。

⑩鑑定書の作成および提示について

Köhnken は、鑑定書の作成および提示の際に留意すべき点について述べているが、これについては項目だけを挙げ、それぞれについての説明は省略する。

- ・検討仮説が認識可能であること
- ・関係事実や所見に明示し、説明すること
- ・適用される診断方法の明示と説明
- ・所見事実の説明
- ・所見報告と所見の診断的評価の分離
- ・推論ルールの透明性

⑪鑑定の法的枠組み条件の順守

最後に Köhnken は、鑑定の法的枠組み条件の順守として、次の3点をあげている。

- ・ 専門家による情報収集の法的制限：妥当な判定を行うには、子どもの発達に関する情報がしばしば必要であり、専門家が被評価者の両親と面談して病歴を聴取することは、心理診断的な評価であるため問題はない。しかし、それ以上の情報収集については注意が必要である。先の連邦裁判所判決も、その点の許容性は未決定であるとしている。
- ・ 立証方法によっては許されない評価：これについては Köhnken が述べているところをそのまま引用しておけば、次の通りである。

「判定に関連する事実、例えば供述の由来に関する情報が、鑑定対象の証人以外を通じてしか得られない場合、これらは関係事実であり、所見事実ではない。これは、評価対象となる供述と他の証人の陳述との間に矛盾がある場合も同様である。これらの他の証人の陳述の信頼性や信用性を評価することは、専門家の能力の範囲外である。裁判所が、専門家がどの事実から鑑定を開始しなければならないかについて明示的に指示するか、鑑定において、問題になるいくつかの可能性と鑑定結果に対するそれぞれの影響について個別に論じられなければならない。さらなる証人の供述の独断的な評価は、いかなる場合にも専門家の活動の限界を超える。事実についての証拠の評価についても同様の制約がある。例えば、ある行為が主張された場所的条件下ではそもそも可能であったかどうか争点となる場合、裁判所は、供述の判定の基礎としてどの仮定を用いるかを明示しなければならない。そして、かかる設定が判定の基礎になる。」

- ・ 予備的鑑定に固執する誤り：公判前に作成された鑑定書は予備的なものであり、公判の証拠調べの過程で新たな知見が得られれば、それは予備的鑑定書の作成時に入手できた所見事実や関係事実と合わせられなければならない。その結果、再評価が必要となり、結果として鑑定結果が修正されることがある。

(3) 1999年の連邦裁判所の判決の理解

先の連邦裁判所の判決、またそれを受けての Köhnken の論説などによれば、当該裁判の原鑑定については、「確認テスト戦略」と用いていたこと、すなわち、仮説を形成した上でそれを否定することを重ねるという方法を取っていなかったこと——あわせて、被害者供述が暗示等によって影響を受けた可能性を検討していないこと——また、適切な診断法を用いていなかったこと等において問題があったと言える。今後、供述の心理学的鑑定を実施する際には、Köhnken が整理しているような点について十分に留意して行く必要がある。

ただし、連邦裁判所の言う仮説を形成した上でそれを否定することを重ねるという基本原則というのは、実は、先にも引用しておいた Trankell による「帰結規準」や「形式的構造分析において適用される規準」で述べられていた事柄と内容的にはほぼ重なるものである。そうであれば、原鑑定人の属していた Arntzen の設立した鑑定機関では、Trankell によって提唱されていた方法のその部分を取り入れていなかった、あるいはその点が十分に理解されていなかったということになる²⁰⁾。

しかし、被調査者の供述能力を基準として現実性基準の有無を判断しなければならない

という考え方の妥当性や、Arntzen があげている種々の現実性基準の妥当性についても否定されているわけではない。次節に述べる Bender & Nack の現実性基準には、連邦裁判所の判決後も Arntzen 由来のものが残されている。

(4) Bender & Nack の現実性基準と空想性シグナルの概要

連邦裁判所判決でも言及があった Bender & Nack (1995) には、供述の信用性判断の際の基準が整理されている。先にも述べたとおり、Bender & Nack の基準は、それまでの研究者による研究成果を整理したものになっている。その内容について、初版(1981年)から第5版(2021年)までの変化を見ると、初版と第2版はほぼ同じ、上記判決後の改訂版となる第3版(2007年)からは、空想性シグナルについて記述が大幅に縮小されているなどかなりの変更が認められるものの、現実性基準については分類上の変更などはあるが内容的には第2版までと重なる部分が多く、第3版以降最新の第5版までではほとんど変更がない。判決が言及している第2版と最新の第5版における現実性基準の一覧、空想性シグナル(警告性シグナル)の一覧をそれぞれ表1～表4に示しておいた。空想性シグナルに関しては、第5版においては第2版のように20を超える基準を挙げて説明をしてはいないが、それに関して記述したところはある、表4はそれらの記述から筆者が取り出して整理したものになる。また、現実性基準に関しては、表3の「2版」の列に、表1に示した「番号」を用いて第2版と第5版の対応が分かるようにしておいた。

表1～表4では、それぞれの基準について簡単な説明を付しておいたが、Bender & Nack は、それらの基準を用いる際の留意点や限界等についても述べており、実際にこれらの基準を活用する場合にはそれらの点についてもよく理解した上で用いる必要がある。第3版以降では空想性シグナルの数が減っているのは、全体として基準を整理するということのほか、すでに第2版でも述べられていたことだが、空想性シグナルについては現実性基準ほどには、供述の信用性判断に際して確度の高い基準とはなりにくい点にある。すなわち、空想性シグナルに当てはまる特徴が認められたからと言って、必ずしもそれが嘘や空想によるとは限らず、他の理由から生じている可能性も否定はできない。しかしながら、現実性基準に当てはまるような特徴がほとんどなく、空想性シグナルに当てはまる特徴が多数認められるような場合には、それを供述の信用性判断の一つの有力な判断材料とすることはできるだろう。

20) 連邦裁判所のいうこの基本原則については、他の一連の現実性基準とは分けて考えたほうが分かりやすいと思われるが、Trankell (1972 植村訳 1976) の説明においては、帰結基準については現実規準(本稿では現実性基準)の中の一つとして論じられており、一方で形式的構造分析については現実規準の一覧の中には含まれていないなど、それら基本原則をなすところの理解がなかなか難しかったこともあるように思われる。なお、先に Undeutsch や Trankell についてはわが国でも広く知られていると述べたが、元裁判官の石塚章夫(私信, 2023年12月)によれば、「[わが国の] 裁判実務では、……トランケルもほとんど参照されていないと思います」とのことである。

表1 Bender & Nack (第2版) の現実性基準一覧

名称	説明	番号
A. 内容的現実基準 Inhaltliche Realitätskriterien		
1. 詳細性基準 Detailkriterium		
a) 相互関係徴表 Wechselbeziehungsmerkmal	行動とそれに対する反応, その複数の連鎖としての記述 ※1	①
b) 複雑化の徴表 Komplikationsmerkmal	目標を達するまでの何度も試みや第三者からの妨害など, 行動の経過を混乱させる複雑さを含んでいる	②
c) 犯罪類型の徴表 Deliktstypikmerkmal	供述が, 疑われる出来事, 特に犯罪にとって典型的であるが, 一般には知られていない詳細を含んでいる	③
2. 個性性基準 Individualitätskriterium		
a) 独創性の徴表 Originalitätsmerkmal	自分や他人の行動や会話などに関する, 独創的で珍しい詳細の描写	④
b) 感情の徴表 Gefühlsmerkmal	自発的な感情反応の表現, 両義的な感情の報告, 主観的な真実を語る感情の描写 ※2	⑤
c) 誤解の徴表 Unverständnismerkmal	出来事の詳細を記述しているが, 証言者はその本当の意味を(正しく)理解していない	⑥
d) あいまいさの徴表 Mehrdeutigkeitsmerkmal	問題の状況において, 目撃者のみが経験しうる誤解や言葉の多義性の表現	⑦
3. 検証基準: 密な関連性基準 Prüfkriterium: Verflechtungskriterium		
	ある行為の描写が, 証明された事実, 場所, 時間, 人物などの可変的な外的状況と絡み合っている	⑧
B. 構造的基準 Strukturelle Kriterien		
4. 構造的同質性基準 Strukturgleichheitskriterium		
	供述の内容, 言語, 態度が, 法的に重要な事実とそうでない事実の間の移行においても構造が同じである	⑨
a) 釣り合いの徴表 Gleichgewichtsmerkmal	同じ当事者にとって有利な部分と不利な部分で, 同じ記憶力, 詳細さ, 感情移入を示している	⑩
b) 速さの徴表 Tempomerkmakl	尋問で, 速やかに多彩な詳細や細目が付け加えられ, 状況が鮮明になり, 無理なく共感できる	⑪
5. 非制御基準 Nichtsteuerungskriterium		
	供述が衝動的, 連想的で, 時系列的に整理されておらず, 尋問者の特定の確信を意図的に狙ってもない	⑫
a) 逆転の徴表 Umkehrungsmerkmal	文の進行構造が時系列順ではなく, 逆から巻き上げられるようなもの(反転型)	⑬
b) 論理的裏付けの徴表 Logisches Stützmerkmal	当初は不可解でしかなかった出来事の説明が, 供述終了後に他の情報に基づいて説明がつく	⑭
6. 同質性基準 Homogenitätskriterium		
	供述の様々な詳細が, 接点異なるにもかかわらず, 一緒にしたときに, 首尾一貫した全体を形成する	⑮
a) 相互確認の徴表 Gegenseitiges Bestätigungsmerkmal	供述の異なる部分が, 同じ出来事を異なる視点から記述している	⑯
b) 矛盾のないことの徴表 Nicht-Widerspruchs-Merkmal	供述が広範で, 尋問が徹底していたにもかかわらず, 被疑者が矛盾に絡め取られることがない	⑰
C. 繰り返し基準(継起基準) Wiederholungskriterien (Sequenzkriterien)		
7. 恒常性基準 Konstanzkriterium		
	発言をする人が中心的なものとして経験した行為の核心部分における一貫性	⑱
8. 拡張性基準 Erweiterungskriterium		
	質問への回答で, 当初の報告をより広げ, その内容がこれまで述べてきたことに有機的に適合する	⑲
a) 空隙を埋める徴候 Lückenfüllungsmerkmal	自然発生的な拡張が, 出来事の経過について(完全に)同質な図式がまだ現れていない隙間を埋める	⑳
b) 相互補完的徴候 Wechselseitiges Ergänzungsmerkmal	複数の証人が同じ証拠テーマに異なる拡張を行い, それらが互いに支持し合って同質な全体像を形成する	㉑

※1: この下位項目として, (1)会話の指標 Gesprächskenzeichen, (2)表情やジェスチャーの指標(非言語的相互作用) Mimik und Gestikkenzeichen (nonverbale Interaktion), (3)行為の経過の指標 Handlungsablaufkenzeichen がある。

※2: この下位項目として, (1)独創的な感情の指標 originelle Gefühlskenzeichen, (2)相反する(アンビバレントな)感情の指標 zwiespältige (ambivalente) Gefühlskenzeichen, (3)両面的(両側性)感情の指標 zweiseitige (bilaterale) Gefühlskenzeichen, (4)連想的指標 Assoziationskenzeichen がある。(3)は Trankell (1972 植村訳 1976) の両側性情緒規準にあたる。

表2 Bender & Nack (第2版) の空想性シグナル一覧

名 称	説 明
A. 当惑シグナル Verlegenheitssignale	嘘をつかざるを得ない故の当惑が、証言の内容や構成にも現れること
1. 抑制シグナル Zurückhaltungssignal	その人にとって中心的な点について、認識を持たなかった、あるいは現在ではもう覚えていないと言う
a) 拒否の徴候 Verweigerungssymptom	供述者が尋問で、(報告書に書かれた) 供述内容を拡張を拒むか、せいぜい意味のない追加をする
b) 乏しさの徴候 Verarmungssymptom	たいていはすでに貧しい報告内容が、不可能、矛盾、既成事実との不整合などにより、さらに制限される
c) 逃げの徴候 Fluchtsymptom	供述者が、相手側の不正確な点に噛みつくなどして、証拠の中心テーマから脇道に話を逸らそうとする
2. フロイト的シグナル (フロイト的言い間違い) Freud'sches Signal (Freud'scher Versprecher)	舌が滑って、言葉の選択が供述の内容と矛盾すること、「忘れる」「聞き違い」なども含まれる
a) 言語的徴候 (言語学的徴候) Sprachsymptom (Linguistiksymptom)	(半分の) 嘘に典型的な特定の話し方や言語形態が文中に出てくる
b) 「…ない」の逆転による徴候 Nicht-Nicht-Symptom	供述の文中に「…ない」(否定) の言葉を追加するか、逆に取り除くことで、真実の事柄になる
c) 不明瞭さの徴候 Unklarheitssymptom	表現が不明瞭で、曖昧であり、事実が全体として不明確である
3. 卑下のシグナル Unterwürfigkeitssignal	供述者が大げさな卑下を表明する、裁判官に媚びを売るかその助けを求めていることを強調する
B. 誇張シグナル Übertreibungssignale	自分の当惑を過剰に補償し、納得させたいという無条件の欲求が目に見えること
4. 確固としていることのシグナル Bestimmtheitssignal	ある出来事の描写が確固としていること、記憶の確実性が際立って強調されていること等
a) 過度の正確さ徴候 Über-Genauigkeitssymptom	全く気づかれないものであるかすぐに忘れ去られてしまうようなところまで、細部が正確に提示される
b) ステレオタイプシグナル Sterotypiesignal	供述者が、同様の供述を何度も繰り返す、その内容が同じである
5. 厚かましきのシグナル Dreistigkeitssignal	供述者が、裁判官や他の者に対して、与えられた状況においては合理的な理由が見いだせない反撃に出る
a) あらかじめの防衛の徴候 Vorwegverteidigungssymptom	その時点では誰もその人にしたことすらない告発に対して、自分を弁護する
b) 憤慨の徴候 Entrüstungssymptom	憤りが誇示され、問題の状況において誇張されているように見える
6. 正当化シグナル Begründungssignal	供述者が事実の代わりに、長々とした、不必要な、あるいはあり得なさそうな正当化をする
C. 能力不足のシグナル Signale mangelnder Kompetenz	実体験の報告に特徴的な特徴をすべて備えているほど、巧みに嘘の物語を創作する能力を欠いていること
7. 乏しさのシグナル Kargheitssignal	筋書きが稚拙で、言葉の選択が無彩色で、少なくともその核心的な部分において全体の供述が短い
a) 抽象的であることの徴候 Abstraktheitssymptom	供述が抽象的で、表現が一般的で曖昧で、説明されている行動経過がありきたりなこと
b) スムーズさの徴候 Glattheitssymptom	行動の経過がスムーズで (複雑化がない)、些細な点でも逸脱がなく、すでに報告に空隙がない
c) 目的的存在の徴候 Zielsymptom	供述が、一方では一貫して、他方では尋問者を特定の点で納得させることに限定されている
8. 構造的異質シグナル Strukturbruchsignal	法的に関連する核心的な出来事とそうでない出来事との境界で、証言の構造に明らかな断絶が認められる

表3 Bender & Nack (第5版) の現実性基準一覧

名称	説明	2版
内容に関連した現実徴表 Inhaltsbezogene Realitätsmerkmale		
a) 詳細性基準 Detailkriterium		
aa) 詳細さの豊かさ Detailreichtum	全体的に、また関連する核心領域を含め、供述の詳細さが豊かである	
bb) 会話 Gespräche	直接話法か間接話法かを問わず、会話内容の詳しい描写	① ①
cc) 表情やジェスチャーの報告 Bericht über Mimik und Gestik	言葉では表現されない相互作用として、関与者の表情やジェスチャーの報告	① ②
dd) 相互作用 Interaktionen	複数の人物の行動の行動が互いに関連し、行動と反応の連鎖として描写される	①
ee) 複雑化 Komplikation	目標を達するまでの何度もの試みや第三者からの妨害など、行動の経過を混乱させる複雑さを含んでいる	②
ff) (犯罪) 類型 (Delikts-)Typik	供述が、疑われる出来事、特に犯罪にとって典型的であるが、一般には知られていない詳細を含んでいる	③
gg) 瑣末的な事項 Nebensächlichkeiten	訴訟の観点からは瑣末的であると思われる詳細が描写され、場合によっては強調されている	
hh) 時間的・空間的関係に関する情報 Angaben über zeitliche und räumliche Verhältnisse	物体や人物の互いに対する空間的配置に関する詳細や、出来事の時間的順序や継続時間に関する詳細	
b) 個別化基準 Individualitätskriterium		
aa) 珍しい細部；独創性 Ausgefallene Details; Originalität	自分や他人の行動や会話など、そのプロセスにとって典型的ではなく、普通ではない独創的な内容の描写	④
bb) 感情と心理的プロセス Gefühle und psychische Vorgänge	自分自身あるいは他人の考えについてのコミュニケーション、自然発生的な感情反応などの描写	⑤
cc) 感情的共鳴 Gefühlsmäßiger Nachklang	出来事の経過とともに変化する、理解可能な感情的関与の過程の描写	
dd) 連想 Assoziationen	すでに持っていた他の体験との連想や思考的な結びつきの報告	⑤ ④
ee) 誤解された行為の現象的描写 Phänomengemäße Schilderung unverständener Handlungen	証言者がその意味の理解していないにもかかわらず、評価を行う者にはそれが明らかな行為や詳細の報告	⑥
ff) 多義性 Mehrdeutigkeit	問題の状況において、目撃者のみが経験しうる誤解や言葉の多義性の表現	⑦
構造的基準 Strukturelle Kriterien		
a) 構造的同一性 Strukturgleichheit		⑨
aa) 釣り合い Gleichgewicht	同じ当事者にとって有利な部分と不利な部分で、同じ記憶力、詳細さ、感情移入を示している	⑩
bb) 構造的比較 Strukturvergleich	同じ人物の他の供述で真偽が判明しているものがあり、審理されている供述にそれと同じ構造がある	
cc) 自己負罪 Selbstbelastung	証言者が自らを深刻に罪に陥れたり、自らの役割を不利に提示したりする	※1
dd) 「相手」の免責 Entlastung des „Gegners“	証言者が、その証言の他の部分を用いて自分が有罪にした相手にとって重要な免責的事情を持ち出す	※2
ee) さらなる負罪の放棄；復讐仮説の反証 Verzicht auf Mehrbelastung; Widerlegung der Rachehypothese	誰も反論できないにもかかわらず、相手に対するさらなる負罪の可能性を放棄する	※3
ff) 速さ Tempo	尋問で、速やかに多彩な詳細や細目が付け加えられ、状況が鮮明になり、無理なく共感できる	⑪ ⑫
b) 非制御性基準 Nichtsteuerungskriterium		
aa) 自発性 Spontaneität	衝動的、連想的で、秩序なく、尋問者の特定の確信を意識的に狙うこともなく、供述が自発的である	
bb) 逆転 (反転) Die Umkehrung (Inversion)	時系列的に経過を話すのではなく、逆に後ろから (反転して) 述べる	⑬

名称	説明	2版
c) 同質性 Homogenität		⑮
aa) 心理的に同質 Psychologisch homogen	さまざまな接点が、証言者の心理的観点から組み合わせられて、首尾一貫した全体を形成する	
bb) その他の相互確認のケース Sonstige Fälle gegenseitiger Bestätigung	供述の異なる部分が、同じ出来事を異なる視点から記述しており、事実の詳細が相互に支持される	⑯
cc) 密な関連性 Verflechtung	ある行為の描写が、証明された事実、場所、時間、人物などの可変的な外的状況と絡み合っている	⑰
d) 恒常性/非恒常性 Konstanz/Inkonstanz ※4		⑱
dd) 精細化と拡張 Präzisierung und Erweiterungen	副次的状況の精細化と拡張が強制されることなく自発的に起こる	⑲
ee) 空隙を埋める Lückenfüllung	繰り返し質問される中で、元の報告の空隙を埋めるか、あるいは質問されたときに埋めることができる	⑳
ff) 相互補完 Wechselseitige Ergänzung	尋問の過程で生じた拡張が、他の証人の供述を有機的に補完する	㉑
gg) 記憶の空隙を認める Einräumen von Erinnerungslücken	以前の供述では話されていた点について、相応の反論を受けた後であっても、記憶の空白を認める	

※1～3：これらの基準については、2版では現実性基準の中ではなく、動機の真実基準の中に含まれている。

※4：この項目の下位の見出しのうち aa)～cc) は、下位項目というより同項目についての全体的な説明になっているため、ここでは省略している

表4 Bender & Nack (第5版)にある警告シグナルと空想性シグナル

名称	説明
構造的異質性 Strukturbruchを伴う現実性特徴の欠如	現実性特徴の欠如が、内容では説明できない明らかな構造的異質性として、すなわち、供述の個々の部分間あるいは複数の供述の間で、信頼性徴表の頻度や質における明らかな差異として生じる場合
詳細さ Detail の乏しさ	次のような条件の下での詳細さの乏しさ。①問題の体験において最低限の豊かな詳細さが可能であり、その供述をする人もまた、自分の他の語りにおいてそれを表現することができる場合、つまり、詳細さの乏しさが構造的な断絶として現れる場合。②特に求められた場合でも、より詳細な内容や些細なことまで報告されない場合。③部分的な体験を切り離して説明できない場合。④証言をする人にとっても関心があり、容易に観察できたはずの、関連性のある核となる体験が、本人によって目撃されなかったり、記憶されなかったりする場合。
白黒の絵 Schwarz-Weiß-Malerei	特に、単純に構成された証言者が、記憶への忠実さと真実への愛を際立って強調したり、あるいは相手側の既知の信頼性の低さに際立って言及したりする場合
供述の乏しさ Verarmung der Aussage	矛盾や反対の事情が指摘された場合、証言者は反撃することなく、また説明しようとすることもなく、供述を制限する
逃げと正当化のシグナル Flucht- und Begründungssignal	証人は、理解しやすい理由もなく証拠の話題を避け、その話題にとどまるよう求められても、その話題から逃れ、些細なこと、自分の主張する長所を主張し、事実の代わりに正当な理由を述べ、動機のない、明らかに根拠のない反撃を行う。ただしこれは、証言者が必要な区別、たとえば証拠と些細なこと、理由と事実の区別を知的にできる場合にのみ適用される。
疑義ある権利の侵害の受け入れの主張 Behauptete Akzeptanz gegenüber fragwürdigen Rechtsverkürzungen	実際に反対する理由があったはずの権利の侵害に対して、特にコメントなしで同意する
「…ない」を逆転する症候群 Nicht-Nicht-Syndrom	「……ない」または「何も……ない」だけを挿入あるいは削除することによって、「真実に沿って」報告する

4. わが国の供述分析の状況と課題

以上に紹介してきたドイツの動向を踏まえ、最近のわが国における供述分析での実践と関係すると思われる点について述べておきたい。

(1) 連邦裁判所が呈示する基本原則と対立仮説検討型供述分析

供述鑑定に求められる最低基準について述べた連邦裁判所の判決では、供述分析の際には仮説を形成した上でそれを否定することを重ねるという方法を取ることを基本原則としていた。上述したようにそのような考え方自体はTrankellなどに遡ることができ、その考え方を取り入れたわが国の供述分析においても、従来より真犯人仮説と無実仮説というように、2つの相対立する仮説を立てた上で、それらの下で一連の供述の起源を検討するという手法がとられていた。その後、その手法は大倉(2017)によって対立仮説検討型供述分析と命名され、村山(2020)は対立仮説²¹⁾検討型供述分析の手順の定式化を試みている。その意味では、わが国では、連邦裁判所の判決とは直接関係なく、そのような基本原則は取り入れられてきたということができよう。ただし、わが国のすべての供述分析が対立仮説検討型供述分析の手法でなされているということではない。

対立仮説検討型供述分析では、その基本として、真犯人仮説と無実仮説というように2つの仮説を立てて分析を進める。その点、考えられるあらゆる仮説を立ててそれを否定していくという連邦裁判所の基本原則とは異なるように思われるかもしれない。しかしながら、刑事裁判において被告人が無罪を主張する場合には、被告人の主張(無実仮説)と検察側の主張(真犯人仮説)の2つですべての場合を網羅されていると考えられる。そしてそれぞれの仮説の下で、それぞれの主張の下に実際はどうであったと考えられるか(犯行への関与——無実の場合のアリバイ等を含む——)についてだけでなく、取調べ状況についても)についての仮説(仮説の下での事実構成)が立てられて、その上で一連の供述の起

21) ここで表記を「仮説」ではなく「仮設」としているのは次の理由による。「広辞苑(第6版)によれば、その〔=仮設〕語義の第3に、「supposition 仮定③に同じ」とあり、その意味は、「ある推理の出発点として設定される命題」である。……村山は、検証される対象としての仮説というよりも、供述を分析する際の出発点として設定される仮定ということで、「仮設」を用いたほうがよいのではないかと考えている(村山・那須・芥川・和田森・浜田, 2015)。村山(2020)のタイトルでは「仮説」が使用されているが、本文中では「仮説(仮設)」としており、村山は基本的には「仮設」を用いる。村山が「仮設」を用いることにした理由の一つは、植村がTrankellの紹介のなかで「仮設」を用いていたことにもある。ただし、その原語は hypothesis であり supposition ではない。植村によるTrankellの翻訳においては「仮説」に統一されているが、植村はその後「仮設」も用いているところがある(植村, 1977, 1978)。それから、Trankell(1972 植村訳 1976)には、「このような分析は、Aのそれぞれの供述が現実の出来事を描写しているという仮説的な仮定〔hypothetical assumption〕から出発せざるを得ない」との記述がある(訳書186頁、〔 〕は引用者による)。村山が用いる「仮設」の意味は、ここでTrankellの言う「仮説的な仮定」に近いと言えよう。ちなみに、「対立仮説検討型供述分析」という呼称の提案者である大倉も、当初は「仮説」を用いていた(大倉, 2017)が、その後は「仮設」を用いている(大倉, 2022)。

源について心理学的に検討されることになる。これはわが国の供述鑑定においては、虚偽自白の可能性のある事件が大きな課題になってきたこととも関係する。

しかし、わが国でも子どもの性的虐待などの事件が供述鑑定の対象となることが増えてきており、その場合には、真犯人仮設と無実仮設の2つだけでなく、無実の場合にはどうしてそのような被害者供述が生まれてきたか（嘘、誘導、暗示等）についての仮設をさらに立てることが必要になる。またそのような事案では、無実の場合でも、被害者自身がその被告人への負罪供述が生まれてきた過程について説明することはないと考えられるため、鑑定人の側がそうした仮設を考えなければならない。そのような事案では、連邦裁判所の指摘がわが国の鑑定にもより当てはまることになろう。

事案によって仮設の立て方には違いが生まれるとしても、仮説を形成した上でそれを否定することを重ねるといふ基本原則を守ることがわが国の供述鑑定でも必要である。わが国の供述分析をめぐる状況では、供述鑑定は弁護側の依頼においてなされることが多い。刑事事件であれば、弁護側は無罪を立証する必要はないのであるが、供述鑑定の際には鑑定人が「確認テスト戦略」に陥ることを避けるためにも、2つ以上の仮設を立てて、それぞれの仮設の下で検討を行うべきであろう。

(2) 供述分析を行う際の現実性基準について

供述分析を行う際の現実性基準については、連邦裁判所の判決では、Bender & Nack (1995) が整理したものなどが、「これらのいわゆる現実徴表は、基本的に経験的に検証されたものとみなすことができる」として妥当な基準として認知されていた。わが国でも Undeutsch や Trankell のものなどをもとに基準の整理がなされるとともに、わが国の供述データに即した基準の提唱などがされている（浜田, 2001b）。また、大倉は対立仮設検討型供述分析において用いる基準として、背理要素（体験性徴候、非体験性徴候）のカテゴリーを提案し（大倉, 2022）、その後、その内容を ver. 2 として更新している（大倉, 2023）。Bender & Nack の現実性基準や空想性シグナルを手がかりに、背理要素のカテゴリーをさらに追加したりしていくことは今後の一つの課題である。ただし、Bender & Nack の第5版では、自己負罪、「相手」の免責、さらなる負罪の放棄のように、証人の供述動機にかかわる基準（捏造動機に反する）が構造的同質性の中に含まれているなどいささか分かりにくいところもある。また、Trankell の両側性情緒規準については、第2版では感情の徴表の下位項目として含まれていたが、第5版では基準の整理のためなくなっている。Trankell (1972 植村訳 1976) によれば、この基準は現実性基準としてはかなり有力なものとされるので、そうした基準については引続き活かしていくことも考えられる。

その一方で、浜田 (2001a) の提唱する無知の暴露は、先の Bender & Nack (第5版) の空想性シグナルのうちの詳細さの乏しさの④の場合に当てはまると考えられ、足利事件の供述鑑定で用いられた文体分析（後にスキーマ・アプローチ）（原・松島・高木, 1996, 1997）については Bender & Nack の構造的異質シグナル（第2版）、構造的異質性を伴う現実性特徴の欠如（第5版）に当てはまると考えられるなど、Bender & Nack が整理し

ている基準とわが国で用いられてきた基準との間の内容的対応も認められる。

Bender & Nack の基準には供述内容に基づくもの他に、例えば速さの徴表のように、供述のしかたに基づくもの、さらには、拡張性基準、逆転の徴表のように尋問者の側からの質問のしかたが鍵になるものもある。これまでわが国の供述分析ではそうした基準についてはこれまであまり取り上げられてこなかった²²⁾。大倉(2023)の背理要素のカテゴリーの一覧でも、そのような基準は含まれていない²³⁾。それは一つには、これまでの供述分析ではそのような分析が可能であるような供述データがないことが多かったことによると考えられる。しかし、わが国でも取調べの録画・録音や子どもに対する司法面接(必ず録画される)が行われるケースが増えてきて、そのような場合には供述内容ばかりでなく供述のしかたなどによる基準も取り入れていく必要が出てくるものと考えられ、わが国での今後の大きな課題となると思われる。コンピューターを用いることによって、そのような分析が飛躍的に進む可能性も考えられる。ただし、そのような場合でも、上で述べたような供述分析における基本原理は守られなければならない。

(3) その他の課題

その他では、意図的な嘘ではなく、誘導や暗示によって影響を受けた供述、中でも供述者自身はそのことを意識できていないような場合の供述鑑定をどのようにすべきかというのはなかなか難しい問題である。ドイツでは、そのように供述者自身は体験した事実を述べていると信じているが実際はそうではないケースがあることが論じられているが、わが国ではそうしたケースの分析はまだほとんどないように思われる。そのように考えられるケースがわが国では実際にどのくらいあるのかということの把握も含めて、今後の課題であろう。

もう一つの考えられる課題としては、供述分析に有用となる資料を得るために、尋問や面接の中に、意図的な質問を取り入れることの可能性である。先にも少し触れたが、被調査者が拡張性基準を充たすかどうか、逆転の徴表を充たすかどうかといったことは、そのための質問を尋問者(面接者)がしない限りはその判定ができない。ドイツでは鑑定人が被調査者と面接をして、その中でそのような質問をすることも考えられるのだが、わが国の現状ではそれは難しいと考えられる。ならば、例えば司法面接の中にそうした質問を取り入れることはできないだろうか。もちろん、公判でそうした質問をすることも重要と考えられるのだが、事件から時間が経過して、記憶が徐々に薄れるとそうしたことが困難になる可能性もある。今後の一つの課題になると言えよう。

22) そうした中で、稲葉(2020)は、テキストマイニングの手法を用いて、公判調書に「……」等と記録される沈黙の出現についての分析を行っている。これはまた、どのような供述のところで沈黙が頻発しているかを分析するという点で、構造的異質シグナルを利用した分析ということができる。

23) 背理要素のカテゴリー ver. 2 の「提示情報への特異な反応」は供述のしかたにあたると思われるが、大倉のここでの分析は供述調書に記載された「驚いた」という反応である。

ドイツにおける供述分析は、確かにその多くが子どもの性的被害の事案においてなされてきたが、TrankellやBender & Nackなどの著書を見ると、それ以外の事件でも取り上げられている。植村（1970, 1996）は、本稿で紹介したドイツにおける供述分析の方法を裁判実務にも役立つものとして高く評価しているが、ここに整理したような供述分析の基本原理や供述の信用性判断の基準へ理解が広がり、わが国の裁判実務でも活用されるようになることを期待したい。

（付記）本稿の一部は、2023年の法と心理学会第24回大会ワークショップ「供述心理学的鑑定はいかなる「証拠」なのか」において報告した（村山，印刷中）が、今回の論文作成にあたり大幅に加筆した。

引用文献

- Arbeitskreis Psychologie im Strafverfahren (2023). Arbeitskreis. Aufgerufen am 17. Dezember 2023, von <https://ak-psychologie-im-strafverfahren.de/arbeitskreis/>
- Arntzen, F. (1970). *Psychologie der Zeugenaussage: Einführung in die forensische Aussagepsychologie* (1. Aufl.). Göttingen: Hogrefe.
- Arntzen, F. (1983). *Psychologie der Zeugenaussage: System der Glaubhaftigkeitsmerkmale* (2. Aufl.). München: C. H. Beck.
- Arntzen, F. (1993). *Psychologie der Zeugenaussage: System der Glaubhaftigkeitsmerkmale* (3. Aufl.). München: C. H. Beck.
- Arntzen, F. (2011). *Psychologie der Zeugenaussage: System der Glaubhaftigkeitsmerkmale* (5. Aufl.). München: C. H. Beck.
- 浅田 和茂 (2001). 証言の信用性と心理学鑑定——ドイツ連邦裁判所の新判例について——廣瀬 健二・多田 辰也 (編) 田宮裕博士追悼論集 (上巻) (pp. 201-218) 信山社出版
- Bender, H. U. (1987) *Merkmalskombinationen in Aussagen*. Tübingen: J. C. B. Mohr.
- Bender, R. & Nack, A. (1981). *Tatsachenfeststellung vor Gericht. Band 1: Glaubhaftigkeits- und Beweislehre* (1. Aufl.). München: C. H. Beck.
- Bender, R. & Nack, A. (1995). *Tatsachenfeststellung vor Gericht. Band 1: Glaubhaftigkeits- und Beweislehre* (2. Aufl.). München: C. H. Beck.
- Bender, R., Nack, A., & Treuer, W. D. (2003). *Tatsachenfeststellung vor Gericht: Glaubhaftigkeits- und Beweislehre, Vernehmungslehre* (3. Aufl.). München: C. H. Beck.
- Groß, H. (1904). *Handbuch für Untersuchungsrichter als System der Kriminalistik* (4. Aufl.). J. Schweitzer. (ハンス・グロース 設楽 勇雄・向 軍治 (共譯) (2017). 採證學 (日本立法資料全集 別巻 1141) 信山社出版) (翻訳原本 1916 法律新聞社)
- Groß, H. (1905) *Kriminal-Psychologie* (2. Aufl.). F. C. V. Vogel. (ハンス・グロース 寺田 精一 (訳) (1915). 犯罪心理學 大日本文明協会)
- Graßberger, R. (1950) *Psychologie des Strafverfahrens*. Vienna: Springer.
- Häcker, R. Schwarz, V., & Treuer, W. D. (Bearbeiter) (2014). *Tatsachenfeststellung vor Gericht: Glaubhaftigkeits- und Beweislehre, Vernehmungslehre* (4. Aufl.). München: C. H. Beck.
- Häcker, R. & Schwarz, V. (Bearbeiter) (2021). *Tatsachenfeststellung vor Gericht: Glaubhaftigkeits-*

- und Beweislehre, Vernehmungslehre* (5. Aufl.). München: C. H. Beck.
- 浜田 寿美男 (2001a). 自白の心理学 岩波書店
- 浜田 寿美男 (2001b). 目撃証言の真偽判断とその方法 渡部 保夫(監修) 一瀬 敬一郎・巖島 行雄・仲 真紀子・浜田 寿美男(編) 目撃証言の研究——法と心理学の架け橋をもとめて——(pp. 268-343) 北大路書房
- 原 聰・松島 恵介・高木 光太郎 (1996). 対話特性に基づく心理学的供述分析(上)——足利事件被告人Sの公判証言を素材として—— 駿河台大学論叢 13 187-221
- 原 聰・松島 恵介・高木 光太郎 (1997). 対話特性に基づく心理学的供述分析(下)——足利事件被告人Sの公判証言を素材として—— 駿河台大学論叢 14 109-175
- Hellwig, A. (1951). *Psychologie und Vernehmungstechnik bei Tatbestandsermittlungen* (4. Aufl.). Stuttgart: Ferdinand Enke. (ヘルヴィヒ 飯島 英太郎 (訳) (1957). 心理学と尋問技術——尋問者の心理と尋問技術——(犯罪学資料 第9号) 警察庁科学捜査研究所)
- 平田 元 (1988). 刑事事件における供述分析について(一): 最近の西ドイツの議論を参考にして 三重大学法経論叢 6(1), 1-51
- 平田 元 (1991). 刑事事件における供述分析について(二): 最近のドイツの議論を参考にして 三重大学法経論叢 9(1), 55-73
- 稲葉 光行 (2020). 死因が争点となった事件での証人の供述に関する計量テキスト分析による検討 第93回関西自白研究会報告
- von Jan, S. J. (2011). Nachwort. Zur praktischen Relevanz der Aussagepsychologie vier Jahrzehnte nach erstmaligem Erscheinen der „Psychologie der Zeugenaussage“. In F. Arntzen, *Psychologie der Zeugenaussage: System der Glaubhaftigkeitsmerkmale* (5. Aufl.) (S. 141-158). München: C. H. Beck.
- Jansen, G. (2021). *Zeuge und Aussagepsychologie* (3. Aufl.). C. F. Müller.
- 春日 偉知郎 (1996). ドイツにおける証言心理学研究の歴史 菅原 郁夫・佐藤 達哉 (編) 目撃者の証言——法律家と心理学の架け橋——(現代のエスプリ, No. 350) (pp. 143-148) 至文堂
- Köhnken, G. & Gallwitz, S. (2021). Fehlerquellen in aussagepsychologischen Gutachten. *Die Erhebung und Bewertung von Zeugenaussagen im Strafprozess: Juristische, aussagepsychologische und psychiatrische Aspekte*, 4, 17-58.
- Mittermaier, C. J. A. (2010). *Die Lehre vom Beweise im deutschen Strafprozesse nach der Fortbildung durch Gerichtsgebrauch und deutsche Gesetzbücher in Vergleichung mit den Ansichten des englischen und französischen Strafverfahrens*. Kessinger Publishing. (Originalwerk veröffentlicht 1834 Darmstadt: J. W. Heyer)
- 村山 満明 (2020). 話題提供: 浜田寿美男による対立仮説型供述分析について 村山 満明・山本 登志哉・石塚 章夫 心理学鑑定について裁判官と心理学者の共通認識を作るにはどうしたらいいか——浜田寿美男による対立仮説型供述分析をとりあげて——(法と心理学会第20回大会 ワークショップ) (pp. 72-76) 法と心理, 20(1), 72-78
- 村山 満明(印刷中). 話題提供: 近年のドイツの状況 大倉 得史・山本 登志哉・石塚 章夫・村山 満明・浜田 寿美男・中川 孝博 供述心理学的鑑定はいかなる「証拠」なのか (法と心理学会第24回大会 ワークショップ) 法と心理, 24(1)
- 村山 満明・那須 寛・芥川 宏・和田森 智・浜田 寿美男 (2015). 虚偽自白事件の裁判員裁判

- における法曹と心理学者の協働——自白場面の取調べの録画・録音が証拠となった裁判において——（法と心理学会第15回大会 ワークショップ）法と心理, 15(1), 53-60
- 大倉 得史 (2017). 供述分析——体験者の語りと非体験者の語りを判別する—— 浜田 寿美男 (編) 供述をめぐる問題 (シリーズ刑事司法を考える 第1巻) (pp. 190-208) 岩波書店
- 大倉 得史 (2022). 話題提供 山本 登志哉・石塚 章夫・大倉 得史・中川 孝博・村山 満明・浜田 寿美男 供述の体験性徴候の質的分析：注意則の妥当化を心理学から考える (法と心理学会第22回大会 ワークショップ) (pp. 50-53) 法と心理, 22(1), 50-56
- 大倉 得史 (2023). 話題提供 1：体験性徴候の精緻化と、3人の供述分析の比較検討 大倉 得史・村山 満明・山本 登志哉・浜田 寿美男・中川 孝博・石塚 章夫 体験性／非体験性徴候に着目した供述分析の可能性——供述評価の公共化のために—— (法と心理学会第23回大会 ワークショップ) (pp. 41-43) 法と心理, 23(1), 41-47
- Peters, K. (1970-1974) *Fehlerquellen in Strafprozess: Eine Untersuchung der Wiederaufnahmeverfahren in der Bundesrepublik Deutschland*. Karlsruhe: C. F. Müller. (ペータース 能勢弘之・吉田敏雄 (編訳) (1981) 誤判の研究——西ドイツ再審事例の分析—— 北海道大学図書刊行会)
- Prüfer, H. (1986) *Aussagebewertung in Strafsachen: Abgrenzungsmerkmale und Beurteilungskriterien*. Köln; Berlin; Bonn; München: Heymann.
- Seelig, E. (1951). *Lehrbuch der Kriminologie*. Jos. A. Kienreich. (ゼーリッヒ 植村 秀三 (訳) (1962). 犯罪学 みすず書房)
- Seelig, E. (1955). *Schuld/Lüge/Sexualität*. Jos. A. Kienreich. (ゼーリッヒ 植村 秀三 (訳) (1957). ゼーリッヒの供述心理学 (司法研修所資料 第12号) 司法研修所)
- 司法研修所 (編) (1959). 供述心理 (事実認定教材シリーズ 第一号) 法曹会
- Steller, M. & Koehnken (1989). Criteria-based statement analysis. In D. C. Raskin (Ed.) *Psychological Methods in Criminal Investigation and Evidence* (pp. 217-246). New York: Springer.
- Trankell, A. (1972). *Reliability of Evidence: Methods of Analyzing and Assessing Witness Statement*. Beckman. (トランケル 植村 秀三 (訳) (1976). 証言の中の真実——事実認定の理論—— 金剛出版)
- 植村 秀三 (1966). 最近の供述心理研究 犯罪学雑誌, 35(5・6), 207-212
- 植村 秀三 (1970). 独逸供述心理学の新傾向——ウンドイッチ教授の所説を中心として—— 刑法と科学 (植松博士還暦祝賀) 心理学・医学編 (pp. 151-168) 有斐閣
- 植村 秀三 (1972). F. アルンツェン：証言の心理学 犯罪学雑誌, 38(5・6), 217-225
- 植村 秀三 (1973). A. トランケル——証言の分析と評価の方法——(1) 犯罪学雑誌, 39(5・6), 221-228
- 植村 秀三 (1974). A. トランケル——証言の分析と評価の方法——(2) 犯罪学雑誌, 40(1), 39-46
- 植村 秀三 (1976). 証言能力, 供述心理学 懸田克躬 (編集代表) 司法精神医学 (現代精神医学大系 第24巻) (pp. 106-125) 中山書店
- 植村 秀三 (1977). 新供述心理学と事実探知 (特別講演) 犯罪学雑誌, 43(3), 96-101
- 植村 秀三 (1978). 供述鑑定と供述心理学 精神医学, 20(12), 1357-1361
- 植村 秀三 (1996). 裁判官の常識としての供述心理学 菅原 郁夫・佐藤 達哉 (編) 目撃者の

- 証言——法律家と心理学の架け橋——(現代のエスプリ, No. 350号) (pp. 48-57) 至文堂
- Undeutsch, U. (1967). Beurteilung der Glaubhaftigkeit von Zeugenaussagen In U. Undeutsch (Hrsg.) *Forensische Psychologie (Handbuch der Psychologie, Bd. 11)* (S. 26-181). Göttingen: Verlag für Psychologie. (ウンドイッチ 植村 秀三 (訳) (1973). 供述の措信性の判断 ウンドイッチ (編著) 証言の心理——性犯罪被害者の供述を中心として——(pp. 35-298) 東京大学出版会)
- 山上 皓 (1991). 供述心理学 河合 隼雄・福島 章・星野 命 (編) 臨床心理学の周辺 (臨床心理学大系 第15巻) (pp. 113-130) 金子書房
- 山名 京子 (1991). 供述の信用性 關西大學法學論集, 40(6), 1115-1138
- 吉益 脩夫 (1962). 裁判心理学における最近の進歩——ウドー・ウンドイチュ教授の供述心理学—— 犯罪学雑誌, 28(3), 135-140。